

# 産業観光・武将観光パンフレット制作業務委託先募集要項

## 1 業務目的

愛知県・岐阜県の産業観光施設及び武将観光施設の認知度向上及び来館者増加を図るために、両県の観光施設を掲載したパンフレット「見にトリップ／戦トリップ」の作成及びそれを活用したスタンプラリーを実施する。

## ○留意事項

令和3年度第1回総会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。  
なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、協議会においては、その損害について一切負担しません。

## 2 委託内容

- (1) パンフレット「見にトリップ／戦トリップ」の作成
- (2) スタンプラリーの実施
- (3) 広報物の作成
- (4) ホームページの作成
- (5) 観光施設周遊提案
- (6) スタンプラリー参加者増加に向けた提案

## 3 委託業務の明細

別添「産業観光・武将観光パンフレット制作委託業務仕様書」のとおり。

## 4 募集期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月26日(月)まで

## 5 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去5年間に於いて、委託内容に類する業務を実施、もしくは受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分有していること。
- (2) 愛知県会計局作成の「令和2・3年度入札参加資格者名簿」のうち、「業務(大分類)3 役務の提供」の「営業項目(中分類)03 映画等製作・広告・催事」に登録、または、岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 地方自治体施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと、かつ、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、企画提案書提出期限日から審査委員会の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。

- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人ではないこと、かつ、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、企画提案書提出期限日から審査委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

## 6 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託料限度額  
5,500,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和 4 年 3 月 18 日（金）まで
- (4) 委託料の支払条件  
精算払いとする。
- (5) その他  
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。  
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 7 応募方法等

- (1) 企画提案書の提出
- ア 提出書類
- ① 企画提案書（様式 1）
  - ② 見積書（様式 2）  
※代表者印を押印の上、「愛知・岐阜広域観光推進協議会会長」あてとしたもの
  - ③ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
  - ④ 定款又は寄付行為
  - ⑤ 決算報告書（直近 3 か年）及び滞納がないことの証明書（国税、地方税）
  - ⑥ 過去に実施した類似業務の成果書
- イ 提出部数
- ①-② 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
  - ③-⑥ 2 部（正本 1 部、副本 1 部）
- ウ 提出期限  
令和 3 年 4 月 26 日（月）午後 3 時（必着）
- エ 提出方法  
郵送（「配達証明」に限る。）もしくは持参
- オ 提出先  
〒460-8501  
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県庁本庁舎 1 階  
愛知・岐阜広域観光推進協議会事務局  
（愛知県観光コンベンション局観光振興課企画グループ内）

(2) 応募に関する問合せ

- ・ 本業務に関する問合せについては、令和3年4月12日（月）から令和3年4月16日（金）までの間受け付ける。
- ・ 様式3に質問を記入し、<kanko@pref.aichi.lg.jp>宛てに電子メールに添付して提出すること（メールの件名は「産業観光・武将観光パンフレット制作業務委託先募集に関する質問」とすること）。

(3) 留意事項

- ・ 企画提案書の提出は、1者1通のみとする。
- ・ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は愛知・岐阜広域観光推進協議会と協議の上、決定する。

8 選定者数

1者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、協議会が設置する審査委員会において書面審査を行う。

(2) 審査基準

審査委員会においては、別添の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

(3) 選定・通知

審査委員会の審査結果を踏まえ最優秀提案者を選定する。選定結果については、全ての応募者に対して郵送で通知する。

(4) 契約

選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定した上で、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

令和3年	4月12日（月）	質問・企画提案書受付開始
	4月16日（金）	質問受付締切
	4月20日（火）	質問回答の公開
	4月26日（月）	企画提案書の提出期限
	4月30日（金）	審査委員会による審査、委託先の決定 契約締結
令和4年		パンフレットの制作・施設に設置
	7月17日（土）	スタンプラリー開始
	3月18日（金）	実績報告書の提出 契約期間満了
	3月下旬	完了検査、請求書の提出
	4月上旬	委託料の支払い